

山梨県警察犯罪が起きにくい社会づくり推進委員会設置要領の制定について

〔平成27年3月24日〕
例規甲（生企生安）第90号

この度、平成27年度組織改正に伴い、山梨県警察犯罪が起きにくい社会づくり推進委員会設置要領を別添のとおり定め、平成27年4月1日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、本要領の実施に伴い、山梨県警察犯罪が起きにくい社会づくり推進委員会設置要領の制定について（平成26年3月27日付け、例規甲（生企生安）第213号）は、廃止する。

別添

山梨県警察犯罪が起きにくい社会づくり推進委員会設置要領

第1 設置

警察本部に、山梨県警察犯罪が起きにくい社会づくり推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2 任務

委員会は、犯罪抑止総合対策を推進し、社会の規範意識の向上と地域社会の連帯感及び絆の強化等真に犯罪が起きにくい社会を実現するため、必要な対策を総合的に検討し、その効果的な推進を図ることを任務とする。

第3 構成

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

委員長 本部長
副委員長 生活安全部長
委員 総務室長
警務部長
首席監察官
刑事部長
交通部長
警備部長
警察学校長

第4 運営

- 1 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議事を主宰する。
- 2 委員長に事故あるときは、副委員長が委員長の職務を行う。

- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し委員会への出席を求めることができる。
- 4 委員会の庶務は、生活安全部生活安全企画課において処理する。
- 5 1から4までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

第5 部会

- 1 委員会には、委員長が指定する専門の事項ごとに、部会を置く。
- 2 部会は、委員長が指定する専門の事項を調査審議し、その結果を委員会に報告する。また、部会において必要と認めて審議した事項についても同様とする。
- 3 部会に部会長、副部会長及び部会員を置く。
- 4 部会の庶務は、当該調査審議事項を主管する所属において処理する。
- 5 部会の名称、構成及び部会の推進事項は、別表のとおりとする。
- 6 1から5までに定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

第6 ワーキンググループ

- 1 部会長は、部会を補佐し、委員長が指定する専門の事項を調査審議するため必要があると認めるときは、ワーキンググループを置くことができる。
- 2 ワーキンググループの設置及び運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

別表 略